



平成 21 年 3 月 18 日

各 位

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)
代表者名 取締役社長 國保善次
(コード番号 5451 東・大の各1部)
問合せ先 経理部長 林 真生
(TEL 06-6245-1113)

役員報酬の一部返上について

当社は、昨年（平成 20 年）1 月 24 日の公正取引委員会による独占禁止法違反容疑による立入調査を受けて以降、それまでのコンプライアンスのための施策に加えて、特段の独占禁止法順守体制の構築のための施策を実施あるいはその実施計画を進めているところであります。また同時に、平成 20 年 11 月 11 日の公正取引委員会からの刑事告発、続いて同年 12 月 8 日の東京地方検察庁からの起訴を受け、当社は同様の不適切事案の再発を防止する強い決意を示すため本年（平成 21 年）2 月 26 日開催の取締役会において「カルテル行為およびカルテル疑惑を招く行為からの訣別宣言」を決議し、この決議内容を社内・社外に周知徹底することといたしましたこと、既にお知らせの通りであります。

当社としましては、本件によりお客様をはじめとする関係者に多大なご迷惑・ご心配をお掛けしたこと、本件の社会的影響の大きさなどを考慮し、この機に次のとおり役員報酬の一部返上を行うこととし、本日の取締役会で決議致しましたのでお知らせいたします。

代表取締役 社長	平成 21 年 4 月から 6 月までの間	月額報酬の 30%返上
代表取締役 専務執行役員	平成 21 年 4 月から 6 月までの間	月額報酬の 25%返上
取締役 常務執行役員 2 名	平成 21 年 4 月から 6 月までの間	月額報酬の 15%返上

※当該返上は、平成 21 年 1 月より実施中の急激な経営環境悪化に対応した全役員（執行役員を含む）を対象にした報酬減額とは異なるものであり、別途実施するものであります。

以 上